

米子市国民保護計画（案）の骨子

はじめに

計画の根拠	国民保護法、その他関連法律、国際人道法
計画の目的	国民保護措置（避難、救援など）の実施と総合的推進
計画の範囲	平素の段階から復旧・復興段階
計画の適用	市にいる全ての人
意見の聴取	必要があるときは意見を聴取し、計画については随時検証、見直しを行う。

用語の定義

本計画で使用する用語の定義について示しています。

第1章 国民保護に関する基本方針等

国民保護に関する基本方針を示してします。

1 国民保護に関する基本方針等

基本的人権の尊重、国民への情報提供、災害時要援護者への配慮など、国民保護措置実施に際しての留意事項を示しています。

2 国民保護措置を行う人の安全の確保

市、県、国の国民保護措置実施に際しての安全配慮義務について示しています。

3 この計画の使用に当たって

この計画の使用に当たっての留意事項を示しています。

第2章 状況

計画の前提となる状況を示しています。

1 この計画が対象とする事態

武力攻撃（予測）事態、緊急処理事態の想定及び各事態で想定される避難について示しています。

2 国民保護実施の体制

国全体の国民保護実施の体制と、その中での市の位置付けを示しています。

3 市の地域特性が国民保護に及ぼす影響

市の地形的特性、主な移動手段、気象条件等が国民保護に及ぼす影響について示しています。

4 国民保護実施に必要な情報

情報活動の過程（情報の収集 処理 使用など）及び情報集体制の整備について示しています。

なお、国民保護の各段階で収集すべき情報、情報体制などについては、別紙第1「情報計画」で示しています。

第3章 構想

状況を受けて、市全体での国民保護の基本的な構想を示しています。

1 方針

市は、的確かつ迅速な国民保護措置等の実施と総合的推進により、住民の身体、生命、財産を保護します。

この際、平素からの体制整備、関係機関との連携、情報の早期入手、住民への情報の周知徹底を重視します。

2 実施要領

国民保護措置等について 平素、 緊急避難、 避難準備、 避難、 避難生活、 復帰、 生活再建、 避難受入の 8 段階に区分し、活動方針を示す。各段階における構想、各機関の処理すべき事務又は業務の大綱、活動要領の詳細などについては、別紙第 2「平素の段階の計画」～別紙第 9「避難受入段階の計画」に示しています。

第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

全体の構想を受けて、市内各機関が実施すべき業務の大綱を示しています。

1 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市各対策部及び各機関（県、指定地方行政機関、自衛隊、指定（地方）公共機関）の実施すべき事務等を示しています。

2 事務の委託等

市事務の県や他の市町村への委託について示しています。

救援事務の県からの受任について示しています。

県による市町村事務の代執行について示しています。

第 5 章 活動要領

国民保護の各業務について、基本的事項及び各段階の共通事項を示しています。

1 補給支援

補給の基本的事項と支援組織、補給品目及びその確保について示しています。

2 運送

運送の基本的事項と運送手段、運送に関する規制等について示しています。

災害時要援護者の運送について示しています。

3 衛生

治療、搬送と防疫及び医療の確保と健康管理等について示しています。

4 施設

国民保護措置上必要な施設等の建設及び用地の確保について示しています。

避難施設の指定、管理等について定めています。

5 財政措置等

国民保護措置に係る予算及び財務会計について示しています。

公的徴収金の減免、国民保護措置に伴う補償、費用支弁等について定めています。

6 備蓄、救援物資

備蓄の基本的考え方と要領を示しています。

7 人に関すること

職員の派遣、斡旋の要請等について示しています。

武力攻撃災害等による死亡者の取扱いについて定めています。

8 関係機関との連携

県、他の市町村等との連携について示しています。

消防団の派遣、緊急消防援助隊の要請、自衛隊の国民保護等派遣の要請等について定めています。

9 情報の提供と相談窓口

住民に対する広報（提供する情報の種類、体制、要領）及び広聴（相談窓口の設置）の一元化について示しています。

第6章 対策本部等、通信

国民保護措置を実施する組織及びその通信について示しています。

1 市国民保護対策本部

市国民保護対策本部の組織、設置、運営、本部長の権限等を示しています。

2 職員等の活動体制

配備体制基準に基づく、市職員の動員体制を示しています。

3 県の対策本部等

県の対策本部及び各機関対策本部の連携について示しています。

4 市緊急対処事態対策本部

緊急対処事態の際設置される市緊急対処事態対策本部について、市国民保護対策本部に準じることを示しています。

5 通信

通信の系統、運用及び通信組織の構成、維持、運営等について示しています。

通常時の情報伝達手段及び非常通信について定めています。

第7章 その他

国民保護措置についてその他留意事項等を示しています。

1 住民、事業所等の協力

住民、自主防災組織、事業所等の協力について示しています。

2 普及啓発

住民への啓発及び自主防災組織、ボランティアへの支援について示しています。

3 国民保護訓練

国民保護訓練の目的、種類、留意事項等について示しています。

4 文化財の保護

市指定文化財の保護、国、県指定文化財の保護の支援について示しています。

5 赤十字標章等及び特殊標章等

文民保護、赤十字、危険な力を内蔵する工作物等の特殊標章等の取扱いについて示しています。

別紙第1「情報計画」

適時に適切な情報を収集し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に資するための情報計画について示しています。

1 構想

情報の項目、情報活動の過程、体制の整備を示しています。

2 各課等の役割及び情報の要求・要請

各課等の役割、収集すべき情報の項目、伝達系統等を定めています。

3 地図

国民保護措置に使用する地図、位置の表示、記号・符号について定めています。

別紙第2「平素の段階の計画」

平素の段階の状況、構想、各機関の役割、活動要領等について示しています。

1 状況

平素の段階について、対象期間、この期間に予想される状況と留意点を示しています。

2 構想

活動方針、実施要領を示しています。

3 各機関の役割

国民保護措置に係る市・県・指定地方行政機関等の役割を示しています。

4 活動要領

警報等の伝達の準備、実施体制、補給支援、運送、衛生、避難施設等を示しています。

5 その他

訓練の実施、職員の研修、普及啓発、文化財の保護等を示しています。

別紙第3「緊急避難段階の計画」

ゲリラや特殊部隊、ミサイルによる攻撃など、緊急に避難が必要となった段階における状況、構想、各機関の役割、活動要領について示しています。

1 状況

緊急避難段階について、対象期間、想定される攻撃と被害の類型を示しています。

2 構想

活動方針、実施要領（対処の体系、緊急の避難・退避の指示等）を示しています。

3 各機関の役割

国民保護措置に係る市・県・指定地方行政機関等の役割を示しています。

4 活動要領

緊急避難後の活動要領を示しています。

別紙第4「避難準備段階の計画」

武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定されるなど、避難準備段階における状況、構想、各機関の役割、活動要領について示す。

1 状況

避難準備段階について、対象期間、この期間に予想される状況と留意点を示しています。

2 構想

活動方針、実施要領（情報の収集強化、実施体制の確立、避難の準備等）を示

しています。

3 各機関の役割

国民保護措置に係る市・県・指定地方行政機関等の役割を示しています。

4 活動要領

避難準備段階の情報の収集・分析等、実施体制、補給支援、運送、衛生、広報・広聴活動等を示しています。

5 その他

避難準備段階の応急教育計画、応急保育、文化財の保護、特殊標章等の交付等を示しています。

別紙第5「避難段階の計画」

警報が発令され、市に避難が指示されるなど、避難段階における状況、構想、各機関の役割、活動要領について示しています。

1 状況

避難段階について、対象期間、この期間に予想される状況と留意点を示しています。

2 構想

活動方針、実施要領（警報等の伝達、情報収集、避難実施要領の策定、避難住民の誘導の実施、避難完了の確認等）を示しています。

3 各機関の役割

国民保護措置に係る市・県・指定地方行政機関等の役割を示しています。

4 活動要領

避難段階の警報・避難の指示の情報の収集・伝達等、実施体制、補給支援、運送、衛生、広報・広聴活動等を示しています。

5 その他

避難段階の応急教育、応急保育、文化財の保護、ボランティア等の流入防止を示しています。

別紙第6「避難生活段階の計画」

要避難地域の住民が避難先地域への避難を完了した後の避難生活段階における状況、構想、各機関の役割、活動要領について示しています。

1 状況

避難段階について、対象期間、この期間に予想される状況と留意点を示しています。

2 構想

活動方針、実施要領（警報等の伝達、情報収集、避難実施要領の策定、避難住民の誘導の実施、避難完了の確認等）を示しています。

3 各機関の役割

国民保護措置に係る市・県・指定地方行政機関等の役割を示しています。

4 活動要領

避難段階の警報・避難の指示の情報の収集・伝達等、実施体制、補給支援、運送、衛生、広報・広聴活動等を示しています。

5 その他

避難段階の応急教育、応急保育、文化財の保護、ボランティア等の流入防止を示しています。

別紙第7「復帰段階の計画」

避難の指示が解除された後の復帰段階について示しています。

1 状況

復帰段階について、対象期間、留意事項を示しています。

2 構想

活動方針、実施概要（情報収集、実施体制、避難指示の解除、復帰の要領、被災者の救援等）を示しています。

3 各機関の役割

国民保護措置に係る市・県・指定地方行政機関等の役割を示しています。

別紙第8「生活再建段階の計画」

避難住民が復帰を完了した後の生活再建段階について示しています。

1 状況

生活再建段階について、対象期間を示しています。

2 構想

段階区分（復旧段階、復興段階）、活動方針、実施概要（復帰住民の生活支援、ライフライン等の復旧、市街地の復興、商工業の復興等）、復旧・復興対策本部を示しています。

3 各機関の役割

生活再建段階に係る市・県・指定地方行政機関等の役割を示しています。

別紙第9「避難受入段階の計画」

他市町村から避難住民等の受け入れをする避難受入段階における状況、構想、各機関の役割、活動要領について示しています。

1 状況

避難受入段階について、対象期間、この期間に予想される状況と留意点を示しています。

2 構想

活動方針、実施要領（情報収集、実施体制の確立、受入れの決定・実施、救援の実施、住民生活の安定確保等）を示しています。

3 各機関の役割

避難受入段階に係る市・県・指定地方行政機関等の役割を示しています。

4 活動要領

避難受入段階の情報の収集・分析等、実施体制、補給支援、運送、衛生、避難所等の救援施設等を示しています。

5 その他

避難受入段階の応急教育、応急保育、文化財の保護、ボランティア等の協力を示しています。

米子市国民保護計画の策定にあたっての予定表

